

## 会計学2 第11回

### 制度派会計学による 制度変化の分析(その3)

会計の制度変化の特徴と展開方向  
— 経験的証拠, 信念, 限定合理性 —

1

## 講義の目的

- 会計の制度変化の特徴と展開方向を、制度派理論とリわけ比較制度分析(Comparative Institutional Analysis: CIA)にもとづいて明らかにする。

検討の対象・範囲

- 会計基準のみならず、それを含めた、企業行動を規制する広義のルールを視野に入れる。
- アメリカのケースを中心に取り上げる。必要に応じて、IASBや日本のケースも取り上げる。

2

## 問題意識

- Q1 会計研究によって提示された経験的証拠と整合しないルール設定が、近年(少なくとも四半世紀以上にわたって)、1つの基本的な流れとなってきたのはなぜか。
- Q2 ルール設定は、経験的証拠として提示されてきた事実によらないとすれば、一体何に依拠して進められてきたのか。
- 以下の考察は、経験的証拠と整合しない近年のルール設定の合理的な解釈は可能か、可能とすればどのような解釈が可能かという問いに筆者なりの回答を与えようとするものである。この作業は、会計研究の存在理由と課題を明らかにすることにもつながるであろう。
- 藤井[2002a][2002b][2003]の展開研究。

3

表1 主要3ジャーナルにおける実証研究の割合(2001~2005年)

	Accounting Review		Journal of Accounting Research		Journal of Accounting and Economics	
掲載論文総数	210	100.0%	159	100.0%	112	100.0%
実証研究論文	192	91.4%	130	81.8%	86	76.8%
価値関連性分析	86	41.0%	75	47.2%	56	50.0%
エージェンシー費用分析	93	44.3%	52	32.7%	30	26.8%
その他	13	6.2%	3	1.9%	0	0.0%

4

## 講義の構成

0. CIAにおける制度
1. 経験的証拠とルール設定
2. ルール設定を主導してきた要因
3. 信念に依拠したルール設定の意義
4. 信念の形成プロセス
5. 会計の制度進化の可能性

5

## 0. CIAにおける制度

「人々が政治・経済・社会・組織などの領域(ドメイン)で **ゲーム的な(戦略的な)相互作用**をするうちに浮かび上がり、当たり前とだれにでも受け取られるようになった **自己拘束的なルール**」

(青木[2002]) 形成プロセスに依拠した定義

「複雑系としての経済を規制するもの」。 **情報の不完全性**や **非対称性**をカバーするもの。(奥野・瀧澤[1996])  
機能に依拠した定義

6

## 会計の制度性(1)

- 「一般に認められた会計原則」(GAAP)  
AIAとNY証券取引所の往復書簡(32~34年)  
Sanders et al.[1938]; AICPA,ARS No.7[1965]
- 「経験の蒸溜」(G.O.May[1943])  
「会計手続は、ある程度において、とりわけ近年においては、法律や規則の影響を受けてはいるが、基本的には、会計人の中の**一般的な合意**の結果(result of common agreement between accountants)として存在してきた。」(p.3)

7

## 会計の制度性(2) 企業会計原則

- 「企業会計原則は、企業会計の実務の中に**慣習として発達したもののなかから**、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって**強制されない**でも、すべての企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である。」  
(「企業会計原則の設定について」昭和24年)

8

## 会計の制度性(3) 黒澤[1955]

- 「利害の対立を、混乱からすくい上げて、何らかの調整の方法によって『**秩序を形成する過程**』を『制度』と名づけるのである。ひとたび制度が形成されるときは、対立する利害のため抗争する個人またはグループの行動はそれによって制御され、**社会的拘束**が加えられる。これが制度の作用である。会計もまたかかる社会的に形成された制度のひとつの形態である。」(黒澤清[1955]『近代会計の理論』白桃書房、43頁)

9

## 1. 経験的証拠とルール設定

- FASB設立以降、実証研究によって提示された経験的証拠と整合しないルール設定が、非常にしばしば観察されてきた。

代表的なトピック

- 1.1 キャッシュ・フローと会計利益
- 1.2 包括利益と純利益
- 1.3 監査人の独立性

10

## 1.1 キャッシュ・フローと会計利益

- ルール設定のスローガンと経緯  
「会計利益はオピニオンに過ぎないが、キャッシュ・フローは事実である。」  
FAS95(1987年), IAS7(1992年), 日本基準(1998年)  
**キャッシュ・フロー計算書の第3の財務諸表化**
- 会計利益の方が、キャッシュ・フローよりも相対的に大きい情報価値を持っているという証拠を示した研究。  
→ 表1

11

表1 会計利益の比較優位性を示した実証研究

	アメリカ市場	その他の市場
リターン	Dechow[1994]; Biddle et al. [1995]; Biddle et al. [1997]; Subramanyam[1996]; Quirin et al. [1999]; Bartov et al [2001]; Guay and Sidhu [2001]; Moehrl et al. [2001].	Board and Day [1989](UK); Cotter [1996](Au); Charitou et al. [2001](UK); Bartov et al [2001](UK, Jp); Haw et al. [2001](C).
株価	Penman and Sougiannis [1998]; Francis et al. [2000].	Fujii and Yamamoto [2001] (Jp).

12

## 1.2 包括利益と純利益

- ルール設定のスローガンと経緯  
「フローの配分にもとづく純利益は経営者の裁量で歪められやすいが、ストックの評価にもとづく包括利益は明確で客観的な情報となる。」  
FAS130(1997年), G4+1[1989][1999], JWG[2000], IASC[2001], FASB/IASB業績報告プロジェクト  
**利益概念の包括利益への一元化の動き**
- 純利益の方が、(擬似)包括利益よりも相対的に大きい情報価値を持っているという証拠を示した研究。  
→ 表2

13

表2 純利益の比較優位性を示した実証研究

アメリカ市場	その他の市場
Cheng et al.[1993]; Dhaliwal et al. [1999].	O'Hanlon and Rope [1999] (UK); Cahan et al. [2000] (NZ); 久保田他[2005] (Jp); 薄井[2005]

以上のほか、その他の包括利益の構成項目の情報価値を個別的に検証した実証研究は多数に上る。純利益が情報価値を持たないと結論づけた実証研究は皆無。大日方[2002]。

14

## 1.3 監査人の独立性

- ルール設定のスローガンと経緯  
「監査人は被監査企業に捕囚されている。」「統合監査(integrated audit)は監査人の独立性を阻害する。」  
Metcalf委員会報告書(1977年), S&O法(2002年)  
**統合監査の原則禁止**。CEOとCFOに宣誓義務。米市場に上場する外国企業にも適用。
- 監査人の被監査企業に対するシステムティックな従属関係は観察されないという証拠を示した研究。  
→ 表3

15

表3 監査人の被監査企業へのシステムティックな従属関係は観察されないことを示した実証研究

支配エリート仮説の検証	統合監査と監査人の独立性の検証
Haring [1979]; Hussein and Ketz [1980]; Brown [1981]; Puro [1985]; McKee et al. [1991]	Simunic [1984]; DeFond et al. [2002]; 松本 [2004]

16

## 2. ルール設定を主導してきた要因

- ルール設定の局面で、実証研究によって提示された経験的証拠は、これまでほぼ一貫して無視されてきた。実証研究が、「基準設定者たちにとっての事実」を捉えていない可能性もあるが、実証研究に代わる事実発見の科学的手法の開発は、当面期待できそうにない。
- 実証研究が観察対象とするのは市場での事実(経済主体の意思決定の帰結の総体)。「基準設定者たちにとっての事実」が、市場以外にあるとすれば、意思決定有用性アプローチという基準設定の基礎理論そのものが破綻することになる。
- 経験的証拠≡事実によらない基準設定

17

## 信念(belief)

- 経験的証拠に依拠しない何らかの先験的要因がルール設定を主導してきたと考えられる。ちなみに、「会計の政治化」は経済合理性(市場で観察された事実)で説明可能。
- 社会科学では、経験的証拠に依拠しない(反証不能な)先験的要因は、「信念」と呼ばれる。■ Q2への回答。

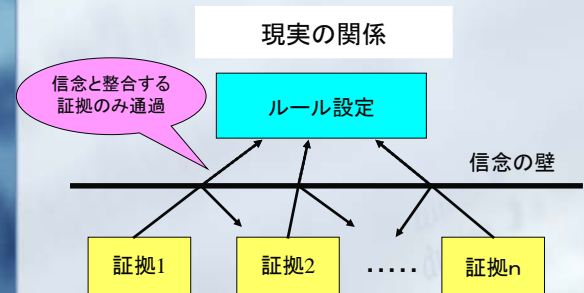
18

## 信念の壁

- ルール設定者たちの信念が、経験的証拠の前に壁のごとく立ちただけで、ルール設定への作用を阻んできた。信念と整合する経験的証拠のみが、信念の壁を通過する。実証研究の隆盛や手法的洗練はむしろ、実証研究の社会的無用性を証明しているという逆説的解釈さえ不可能ではない状況が出現。

19

## 図1 経験的証拠とルール設定の関係



20

## 3. 信念に依拠したルール設定の意義

- 市場指向の強いアメリカにおいて、非市場的な(強権的な)ルール設定が実施されてきたのはなぜか。

「20世紀は、市場を守るルール作りが進められてきた世紀」(矢野[2005])。産業革命ごとに市場の質が低下した。

第一次産業革命(産業資本主義の確立)

雇用者と被雇用者の間で力の不均衡が発生。

第二次産業革命(金融資本主義の確立)

「競争の保護」を目的に、反トラスト法(1980年)、証券2法(1933・34年)が制定された。

第三次産業革命(ニューエコノミーの興隆)

「企業倫理・開示情報の説明責任」の強化を目的に、S&O法(2002年)が制定された。

21

## 市場を守るルールの性質

- S&O法は、「アメリカ市場が世界で最も強力な市場であり続けることを確保する」(US Senate[2002])というアメリカの信念を体現した法律である。つまり、「市場を守るルール」の本質は、アメリカの信念を守ることにある。よって厳罰をとまなう。表4参照。信念は経験的証拠(事実)に優越する。■ Q1への回答。
- 「信念の壁」は、平時においては価値多元主義の背後に身を潜めているが、市場(アメリカの信念)が何らかの脅威に晒されたときには経済社会の表舞台に躍り出て、他のすべての社会的価値を統制することになる。「市場の失敗」論に依拠した規制。
- 市場主義的自由と強権的規制が、交互に台頭・後退を繰り返す。「規制しなければならないにもかかわらず規制してはならない」(津守[2002])という緊張関係の形成。

22

表4 市場を守るルールの罰則の日米比較

	法律への違反	虚偽の財務報告
S&O法 (アメリカ)	証券法違反とみなす。罰金の上限は、2,500万ドル。	100万ドル以下の罰金もしくは10年以下の禁固、またはその併科。 虚偽報告が意図的な場合は、500万ドル以下の罰金もしくは20年以下の禁固、またはその併科。
証券取引法 (日本)	包括的な罰則規定なし。	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはその併科。

23

## 制度変化の展開方向

- 経済システムに大きな変化(市場の質の低下)が生じたとき、市場(アメリカ型信念)を守るための強権的ルールが、強権的に設定される。非市場的手法による市場機能の維持・強化。
- この場合、市場で観察される価値関連性とは異なる次元の事実(市場の質の低下)を、ルール設定者たちは見ていると主張することが可能であろう。この事実は市場の内にある(意思決定有用性アプローチとの整合性)。ただし、「市場の質の低下」をどう科学的に認識するかという問題は、依然として残る。
- 日本は、アメリカのルールに同型化することによって、国際社会での存在の正統性を維持する。経済システム自体の同型化もそれと前後して進行。後述の進化ゲーム的考察を参照。  
e.g. 基準調和化(収斂)の受け入れ。宣誓書提出の義務化(東経で2005年1月以降)。同一企業監査7年超の場合は監査人交代の要請(JICPA会長文書、2005年9月)

24

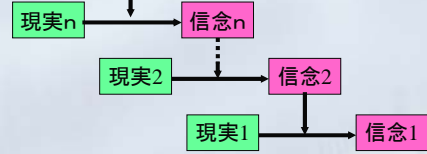
## 4. 信念の形成プロセス

- 経験的証拠(事実)に優越する信念は、どのようなプロセスを辿って形成されるのか。
- 信念は、現実世界において経済主体の究極的な行動規範として作用している以上、何らかの形で事実(現実)と関連しているはずである。その限りでは、信念は現実から「創発」(emerge)するものと考えられる。

25

## 考察の無限後退とその回避

- 信念は現実から創発するという想定のもとに、信念それ自体の形成プロセスを解明しようとすると、無限後退に陥る。



- 信念と整合する主張の制度化プロセスを考察することによって、信念の形成プロセスに間接的な接近を図りたい。

26

## どのような主張が信念と整合するか

- (1) 会計手続と経営者の意図を可能な限り切り離し、企業の経済的実質を忠実に会計情報に反映するべきである。  
e.g. キャッシュ・フロー情報、資産・負債の全面時価評価、利益概念の包括利益への一元化など。
- (2) すべての市場参加者は高い倫理観を持つべきであり、かつまた相互に独立的であるべきである。  
e.g. CEOとCFOの宣誓義務、その外国企業への強要、統合監査の原則禁止、監査法人の同一監査責任者が5年を超えて同一企業の監査を行うことを禁止など。

直感的に分かりやすい単純明快な主張  
e.g. Free, Fair, Global

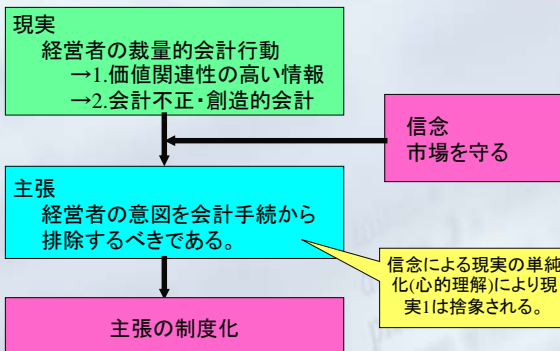
27

## なぜ単純明快な主張が信念と整合するのか

- どのような要因が、どのような経路を通じて、会計不正を生み出しているか、規制のコストはどこまで許容されるかを、科学的に解明し理解するためには、膨大な情報コスト(専門知識の学習コストも含む)が必要となる。
- 一般の市民は、そのようなコストを負担するインセンティブを持たないであろう。しかも、一般の市民は、**限定された合理性**しか持ち合わせていない。専門家の社会的孤立。
- そうした一般の市民にとって、既述のようなナイーブな主張は、かえって受け入れやすいものとなる可能性が高い。ナイーブな主張に依拠したルールが、一般の市民に明確な不利益をもたらさない限り、そのルールは承認される。CIAの意味での制度化が進むと、それはミクロな経済主体にとって自己拘束的なルールとして機能することになる。ある種の「**合理的無知**」。

28

## 現実・信念・主張の制度



29

## 近視眼的規制(Myopic Regulation)

- 経営者の悪質な裁量的会計行動(会計不正)の経済的影響  
統計的には「はずれ値」だが、その経済的影響は大きい。  
エンロン: SPCを活用した簿外負債は最大270億ドル。  
ワールドコム: 負債総額約300億ドル。約38億ドルの不正利益を15ヶ月間計上。  
ライブドア: 株式時価総額約7,300億円(06年1月)。東証マザーズの市場規模の約1割。
- 統計的な確率だけでは、市場への経済的影響を捉えきれない場合がある。会計不正がもたらす経済的損失→投資家の市場不信→市場の質の低下(良質な投資家の退出等)→機会的損失の発生。
- 良性の裁量的会計行動のベネフィットを考慮せず、近視眼的な「はずれ値」対策で、規制が決まる可能性。

30

## メンタルモデル 認知科学

- 外界を多少なりとも抽象化した形で写し取った心的モデル。
- 各人はこのシステムによって社会のイメージを作り上げ、そして相互作用の結果として社会的現実はそのメンバー間で一定程度は共有される。**社会規範**は、このようなプロセスで構成される社会的現実の一部となっている。社会的現実**は客観的に実在するのではなく、社会のメンバーが主観的に認識している「現実」である。**

飯田[2004]21頁, 163頁。

31

## CIAにもとづくより一般的な説明

### 1. 経験的証拠にもとづかない理解(主張)の制度化

システムがあまりにも複雑化しているために、当該システムに直接携わる専門家しかそのメカニズムを理解していない。にもかかわらず、当該システムの機能は社会の隅々に行きわたり、市民の日常生活にとって不可欠の要素になっている。

このような場合、市民は、何らかの仕方システムを理解することを迫られる。情報コストおよび限定合理性の制約から、一般の市民は、単純明快な「教え」(wisdom)によって当該システムを理解しようとする。想像力負荷の軽減。

市民は、システムの端末操作には精通するが、システムのメカニズムには無知のままである。**システムの心的理解**。「教え」が広く一般に受け入れられた場合、それは制度化する。

32

## つづき

### 2. 制度の候補となる「教え」の条件

システムの主要な機能を、①少なくとも差し当たりは破綻なく、②かつ直感的に説明できることが必要条件となる。

### 3. 「教え」の制度化プロセス

上記の必要条件を満たす複数の「教え」が存在する場合、ゲーム的な相互作用を日々繰り返すミクロな経済主体(市民)は、戦略的補完性の観点から、その社会で相対的に優勢な「教え」に従おうとする。「教え」の制度化。このとき、その市民の利得は最大となる。下記の利得表に従うランダム・マッチング・ゲームの混合戦略均衡を考えればよい。

	教えA	教えB
教えA	1.1	0.0
教えB	0.0	1.1

33

## 5. 会計の制度進化の可能性

### ■ 一般的枠組み

制度化候補としての「教え」は、①心的理解に依拠して翻訳されたシステムの機能(社会的現実)を淵源とし、②心的理解の選択をめぐるミクロな経済主体のゲームの相互作用を通じて制度として確立する。

ということは、制度化された「教え」は永久不変のものではなく、システム環境に突然変異的な変化が生じた場合には、他の「教え」が、制度化された「教え」に取って代わる可能性があるということである。

34

## 「調整の失敗」にもとづく考察

	US	FG		US	FG
US	2, 2	0, 3	→	US	2, 2
FG	3, 0	1, 1		FG	0, 0
					1, 1

図2(a)

図2(b)

ある社会のルール選択に関する戦略的状況(ゲーム)が、図2(a)から図2(b)に移行したとする。

35

## ゲームの構造

■ 図2(a)は、囚人のジレンマ(より低い利得で均衡するゲーム)になっており、FGが支配戦略となる。この社会の初期条件では、FGが制度(社会的慣習)となる。

■ 図2(b)は、(US,US)(FG,FG)という2つのナッシュ均衡をもつ純粋コーディネーション・ゲームであり、(US,US)が純粋戦略均衡となる。

■ ところが、この社会では、初期条件に規定されてFGを選択するプレイヤーが多い。限定合理性に起因する「慣性」(inertia)の作用。(US,US)が(FG,FG)をパレート支配しているにもかかわらず、ベスト・レスポンス・ダイナミクスの結果は、パレート劣位のルールを選択するものとなる。これを調整の失敗(coordination failure)という。

36

## 会計問題への応用

- ある社会では、初期条件に規定されてFG型会計ルールが、制度として定着していた。e.g. 利害調整型原価主義会計。
- ところが、経済システム等の制度環境の変化により、FG型よりもUS型の方が、経済合理性(利得)の高いルールとなった。e.g. 情報提供型公正価値会計。
- しかし、この社会の市場関係者の多くは、旧制度であるFG型ルールを選好し続けるため、最適なUS型ルールがゲームの均衡点(進化安定的戦略ESS)とならない。原価ベース情報を多くのプレーヤーが依然として共有。
- (擬似)包括利益の開示につながる会計基準は、このような状況下のUS型ルールである可能性がある。パレート優位なルールであるにもかかわらず、価値関連性を示さない。

37

## パレート劣位から抜け出す条件

- この社会で、US型ルールを選択する市場関係者の割合を $p$ とすると、US型ルールを選択したときの期待利得 $EU_{US}$ と、FG型ルールを選択したときの期待利得 $EU_{FG}$ は、
$$EU_{US} = 2p$$
$$EU_{FG} = 1 - p$$
したがって、この社会がパレート劣位から抜け出すための条件は、
$$EU_{US} - EU_{FG} = 3p - 1 \geq 0, \text{ すなわち } p \geq 1/3$$

38

## $p \geq 1/3$ を導く可能性

- (1) 革新的実験  
US型ルールの採用で高い利得を上げる市場参加者(新しい遺伝子を持ったプレーヤー)の育成。KMPメカニズムの作用。
- (2) 政府の政策的介入  
FG型ルールの採用に対して政府がある種の罰金を課す。「民にできることは民に」、「小さくて効率的な政府」の政策を体系的・継続的に追求。
- (3) 異なる文化との接触  
US型ルールの採用割合の多い異文化との接触・交流の促進。Free, Fair, Global。

39

## 会計研究へのインプリケーション

- 会計基準の設定は、「市場を守る」という信念に依拠した「教え」(e.g. 経営者の裁量は情報の価値関連性を損なう)の制度化プロセスとして展開してきた。しかし、その「教え」が進化的安定戦略となれば、経済主体の行動パターン(現実)は変化する。
- 市場で観察される価値関連性は、新しいルールについての市場関係者の学習の結果として生み出されるものかもしれない。e.g. 包括利益の純利益に対する比較優位性を示した実証研究: Hirst et al. [2001]; Biddle and Choi [2002].
- つまり、「市場を守る」という信念→ルール設定→市場関係者の学習→ルール・情報の価値関連性というループの存在が推定されるのである。他方、ルール・情報の価値関連性→ルール設定という逆のループが観察されたケースは極めて稀である(FAS33の廃止)。

40